

令和5年度【和歌山】特別教員臨時中央審査会 実施要項

1. 主催 公益財団法人全日本弓道連盟
2. 主管 和歌山県弓道連盟
3. 期日 令和5年8月11日（金）
4. 会場 田辺市立弓道場
〒646-0058 和歌山県田辺市目良42番地1号
TEL：0739-24-8626
JR「紀伊田辺駅」よりタクシー利用で約10分。
JR「芳養駅」より徒歩約20分。
阪和自動車道「紀伊田辺IC」より車利用で約5分。
5. 審査種別 初段・弐段・参段・四段・五段・六段・錬士
6. 受審資格 現在、学校及び教育委員会に在籍する教職員で、次の事項に該当する者。
 - (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員。
非常勤講師は年間任用者で授業を担当している者。
常勤の事務職員は受審できない。
 - (2) 大学及び高等専門学校の在籍は、教授、准教授、助教、助手及び講師で常勤している者。
常勤の事務職員は受審できない。
 - (3) 教育委員会の在籍は、教員身分の指導主事及び指導員で常勤している者。
 - (4) 第54回全日本教職員弓道選手権大会に参加予定の者。
 - (5) 弐段 令和5年3月11日までの初段合格者
参段 令和5年3月11日までの弐段合格者
四段 令和5年3月11日までの参段合格者
五段 令和5年3月11日までの四段合格者
六段 令和4年度【佐賀】特別教員臨時中央審査会までの五段合格者
錬士 令和4年度【佐賀】特別教員臨時中央審査会までの五段合格者
※第一次審査通過者の取扱いについては、「令和5年度中央審査会受審にあたって」
5. 申込手続き（4）を参照のこと。
7. 学科試験
 - ・学科試験に代わり、課題のレポート提出とする。
 - ・レポートは自筆で、指定様式(A4版)1枚にまとめ、審査申込書とともに提出のこと。
 - ・レポートには必ず課題を記入の上、解答すること。
 - ・レポートの受審番号・採点欄は空欄のままとして提出のこと。

【レポート課題】

 - 初段 1. 「射法八節」を順に列挙し、「会」を説明しなさい。
2. あなたは危険防止のためにどんなことに注意していますか。
 - 弐段 1. 「三重十字」について説明しなさい。
2. あなたが審査を受ける目的について述べなさい。
 - 参段 1. 「射法・射技の基本」を列挙し、「呼吸（息合い）」について説明しなさい。
2. 「審査を受ける心構え」について述べなさい。
 - 四段 1. 「矢の処理の三原則」を列記し、「甲矢筈こぼれ」の処理を説明しなさい。
2. 「礼記一射義一」「射法訓」の教えの要点について述べなさい。
 - 五段 1. 「残心（残身）は射の総決算である」とはどのようなことか説明しなさい。
2. 全弓連が公表している「自然・環境保護憲章」についてあなたの考えを述べなさい。
 - 六段 1. 三位一体について述べなさい。
2. 介添の心得について述べなさい。
 - 錬士 1. 押引一如の原理について述べなさい。
2. 弓道修練の眼目について述べなさい。
8. 締切日 令和5年6月12日（月）厳守 **府連締切：令和5年5月29日（月）厳守**
9. その他
 - (1) 本連盟ホームページに掲載の「審査規程」及び「令和5年度中央審査会受審にあたって」を確認すること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染防止については、各自十分に配慮の上受審すること。
 - ・受付可能時間には制限があるので注意すること。指定時間以前の入館（入場）はできない。
 - ・入館時に受付で「検温」を行う。平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）ならびに体調不良者は入館及び受審できない。
 - ・近郊の受審者は、自宅で着替えを済ませることが望ましい。（更衣室の三密回避のため）
 - ・第二次審査のある種別については、休憩毎に第一次審査通過者を発表する。
合格者は後日、地連会長を通じ連絡する。従って審査終了後は速やかに退館のこと。

以上